

首都大学東京機関リポジトリ運用施行細則

第 1 条 首都大学東京機関リポジトリ運用指針（以下「運用指針」という。）にかかる細則をここに定める。

（23 首都大管図書第 307 号・一部改正）

第 2 条 運用指針第 4 条 (2) の団体とは、次に該当するものをいう。

本学の学部・学系・コース、研究科・専攻・学域、研究室等を母体とする団体

（23 首都大管図書第 307 号・一部改正）

第 3 条 運用指針第 5 条 (6) の資料とは、次に該当するものをいう。

ア 学術論文（学術雑誌論文、ポストプリント、プレプリント）

イ 研究報告書（科学研究費や COE 等、研究助成金による研究成果の報告書、研究活動報告書等）

ウ テクニカルレポート（リサーチペーパー、ディスカッションペーパー、ワーキングペーパー等）

エ 紀要、広報紙等の学内刊行物に掲載されたことのある資料

オ 学位論文（学位を取得するために本学に提出した論文等の資料）

カ 会議発表論文（会議録、予稿集に掲載された論文）

キ 講演会・会議発表用資料（講演会・会議等において使用したことのある発表用資料、会議資料）

ク 一般雑誌記事（一般商業雑誌に掲載されるなど、一般的な形で公表したことのある資料）

ケ 図書（図書全体、図書に掲載された論文、図書の一部）

コ 教育資料（研究指導・講義等の教育的な目的で策した教材、講義資料）

サ その他、特に学術情報基盤センター長が認めた資料

（23 首都大管図書第 307 号・一部改正）

附則（平成 22 年 5 月 20 日 22 首都大管図書第 41 号）

1 この細則は、平成 22 年 6 月 1 日から施行する。

2 この施行細則の改廃は、別途設置する首都大学東京機関リポジトリ運用委員会の議を経て行われるものとする。

附則（平成 24 年 3 月 31 日 23 首都大管図書第 307 号）

この細則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。